

# 保険料とその納め方

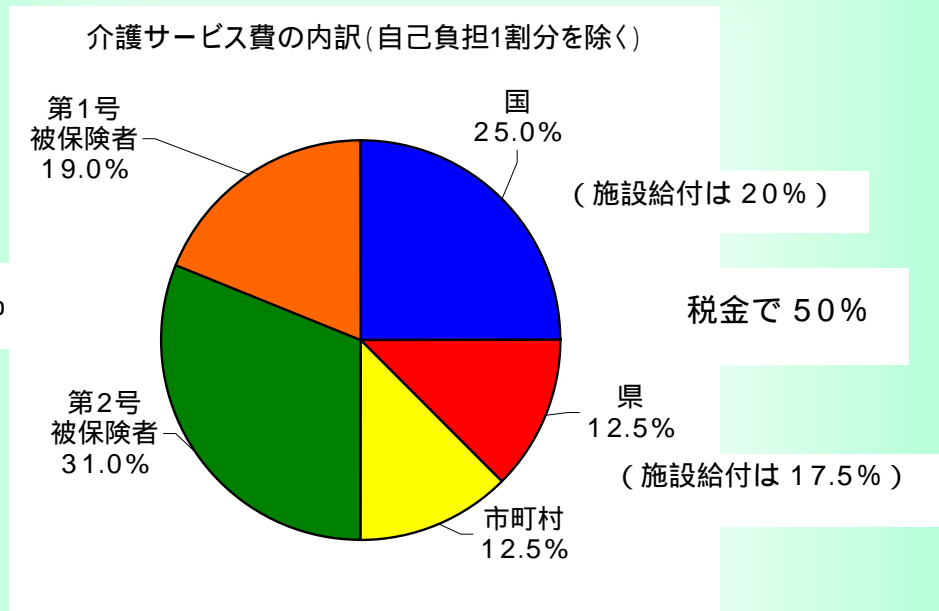
## 保険料は

介護は誰もが直面する問題です。保険制度により介護を社会全体で支えるため、皆さんに保険料を納めていただきます。

保険料は、基本的に40歳以上の方全員に納めていただきますが、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳の方（第2号被保険者）では違いがあります。

### 【65歳以上の方（第1号被保険者）の場合】

各市町村において、在宅、施設サービスの利用見込みを推計し、介護保険サービス全体でどのくらい費用が必要か予測し、そのうち、約19%にあたる金額を第1号被保険者が負担することとなります。



## 保険料の賦課

65歳以上の方の保険料は、住んでいる市町村によって異なります。標準的な賦課の方法は、所得に応じて6段階に分けられます。

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
対象者	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下で世帯全員が市町村民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え世帯全員が市町村民税非課税	本人が市町村民税非課税の方	合計所得金額が200万円未満で本人が市町村民税課税の方	合計所得金額が200万円以上で本人が市町村民税課税の方
保険料	基準額 × 0.5	基準額 × 0.5	基準額 × 0.75	基準額 × 1.0	基準額 × 1.25	基準額 × 1.5

## 保険料の納め方

老齢年金、退職年金が月額 1 万 5000 円（年額 18 万円）以上の方は、年金から天引きされます。  
（特別徴収）

年金の額が月額 1 万 5000 円（年額 18 万円）に満たない方は、個別に市町村からの通知に基づいて納めていただきます。（普通徴収）

平成 18 年 10 月から遺族年金、障害年金を年額 18 万円以上受給されている方も特別徴収が始まります。

## 保険料（平成 18 年度から平成 20 年度）

### 愛知県及び全国の基準保険料額

	愛知県	全 国（都道府県単位）
平均保険料額 （市町村の加重平均による）	3993 円	4090 円 （最高 4875 円 最低 3461 円）

### 市町村別保険料の状況

	愛知県	全国
最高保険料額	4580 円	6100 円
最低保険料額	2900 円	2200 円

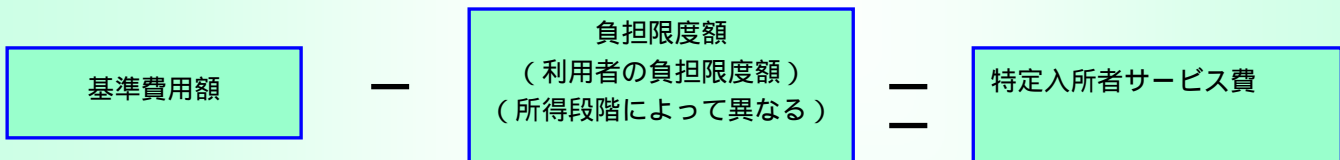
## 保険給付の見直しに伴う低所得者への対策

### 特定入所者介護サービス費（補足給付）の支給

所得の低い要介護者が介護保険施設に入所（入院）したときや短期入所サービスを利用したとき食費・居住費（滞在費）について補足給付として特定入所者介護サービス費が支給されます。

対象の方は生活保護受給者と市町村民税世帯非課税者です。（利用者負担段階が 1 段階、2 段階、3 段階の方）

### 【補足給付の仕組み】



### 高額介護サービス費の支給

1 か月に支払う利用者の 1 割負担の合計金額が高額となり、所得段階に応じた上限を超えた場合に超えた分が「高額介護サービス費」として、申請により市町村から払い戻されます。対象の方は、生活保護受給者と市町村民税世帯非課税者です。（利用者負担段階が 1 段階、2 段階、3 段階の方）

### 特例減額措置

利用者負担段階が 4 段階の方に該当し高齢夫婦世帯で一方が施設入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者の在宅での生計が困難になると市町村が認めた場合、補足給付の対象になります。

### 社会福祉法人による利用者負担の軽減

市町村民税世帯非課税で、生計が困難であると市町村が認めた場合、介護サービスに係る利用者負担額を軽減することができます。

**上記の利用者負担の軽減制度を利用する場合は申請が必要です。お住まいの市町村にお問い合わせください。**

## 保険料を滞納された場合の措置

保険料を滞納された方が、介護保険サービスを利用した場合には、次の措置を受けることになります。

### 【1年以上滞納の場合】

本来であれば、サービス費用の1割だけお支払いいただくところを、一旦サービス費用の全額をお支払いいただいた上で、後日、市町村に申請して9割分の払い戻しを受けることになります。(償還払い)

### 【1年6か月以上滞納の場合】

市町村からの9割分の支払いの全部又は一部が一時的に差し止められ、場合により、さらにこの差し止められた金額から滞納している保険料の額を差し引くことがあります。

### 【2年以上滞納の場合】

2年以上の滞納によって保険料を徴収する権利が消滅した期間がある場合、その期間に応じた一定期間、保険給付の割合がサービス費用の9割から7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

**介護保険制度は、皆様の所得に応じた保険料を負担していただくことで成り立っています。  
保険料は必ず期限までに納付をお願いします。**

### 【40歳以上64歳未満の方(第2号被保険者)の場合】

#### 保険料の納め方

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料は、医療保険の保険料に上乗せして納めます。(医療保険と同様に半額は事業主が負担します。)

#### 【健康保険・共済保険に加入している場合】

保険料は給料の額に応じて異なります。  
保険料の半分は事業主が負担します。  
サラリーマンの妻などの被扶養者は、加入している医療保険の被保険者みんなで負担します。

#### 【国民健康保険に加入している場合】

保険料は所得や資産等に応じて異なります。  
保険料と同額の国庫負担があります。  
世帯主が、世帯員の分も負担します。

## もっと詳しくお知りになりたい方

お住まいの市町村の介護保険窓口又は愛知県健康福祉部高齢福祉課までお問い合わせください。

【愛知県健康福祉部高齢福祉課】 電話 052-954-6288 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6919